

2020年度 事業計画書

(2020年4月1日～2021年3月31日)

公益社団法人北海道ろうあ連盟

2020年度事業計画

■ 基本的な考え方

2020年度は、当連盟が公益社団法人に移行して8年目にあたり、2019年8月1日に北海道聴覚障がい者情報センターがオープンして2年目になる年です。

「北海道手話言語条例」「意思疎通支援条例」が施行されて3年目となり、情報センターに「要約筆記者事業」が新たに委託されることになりました。聴覚障害者の権利を擁護する事業を推進するとともに、「手話言語」と「情報・コミュニケーション」を柱に、聴覚障害者の社会的地位の向上と社会参加の増進に努め、福祉の増進に寄与するため下記の事業を行う。

- (1) 聴覚障害者情報提供施設の設置管理並びに運営に関する事業
- (2) 聴覚障害者の権利擁護、福祉向上及び相談支援
- (3) 意思疎通支援者の設置、派遣並びに養成及び研修
- (4) 意思疎通支援者養成講師の育成及び研修
- (5) 聴覚障害及び手話に関する社会啓発及び普及
- (6) 聴覚障害者の文化及びスポーツの振興
- (7) 聴覚障害者のスポーツ、及び文化並びに福祉功労に関する表彰
- (8) その他この法人の目的を達するために必要な事業

2020年度活動指針

■2020年度は、東京オリンピックマラソン・競歩競技・サッカー競技が札幌市内で開催されることになり、世界からの注目が注がれる年になるでしょう。

2018年4月1日に「北海道手話言語条例」「北海道意思疎通支援条例」が施行され、「北海道手話言語条例」の前文には「手話は、特定の意味、概念等を手指、表情等により表現する独自の体系を持つ言語であり、聴覚障害者が自ら生活を営むため大切に育んできた文化的財産である」と記されており、障害者基本法の改正2011年（平成23年）や障害者権利条約の批准2014年（平成26年）により、法的にも手話は言語として明確に位置付けられました。

しかし、手話が日本語とは異なる独自の体系を持つ言語であることについては、いまだ広く道民の理解を得られておらず、手話を言語として使用しやすい環境は、十分に整備されていない状況にあります。

2020年（令和2年）4月1日現在で、手話言語条例は北海道で28自治体、全国で288

自治体と「手話は言語」の認識が社会に広まりつつあります。

全国の16%の自治体が手話言語条例を制定しているのです。ろう者として手話に誇りを持って生きる社会を作るために北海道ろうあ連盟は運動と事業で「共生社会」の実現を目指します。

大会決議に沿った取り組み

1. 障害者権利条約にある理念に則り、手話による社会的障壁の除去をめざして
 - 1) 「手話言語法（仮称）」を制定し、社会のあらゆる分野で手話が日本語と同等に位置づけられ、使われるようにしていこう。
 - 2) 情報・コミュニケーション法（仮称）を制定し、情報アクセスと情報アクセシビリティの保障を社会に創っていこう。
 - 3) 「手話通訳士法（仮称）」を制定し、誰もが必要な時に手話通訳が保障される社会にしていこう。
2. 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の目的達成のために
 - 1) 道内市町村に手話言語条例をつくり、手話が通じ合える環境を創っていこう。
 - 2) 障害を理由とした差別、不平等、不合理なことをなくし、社会に参画していこう。
3. 北海道聴覚障がい者情報センターを聴覚障害児・者の福祉、教育、労働環境充実の推進施設にしよう。
 - 1) 情報・コミュニケーションのアクセスに困難を抱える国民を支援する施設にしていこう。
 - 2) 災害時に対応できる情報発信設備を拡充していこう
 - 3) 手話通訳、要約筆記、盲ろう者触手話通訳、移動支援などの人材を育成、派遣出来る施設にしていこう。
4. ろう者の雇用と職場における情報及び支援環境の保障を求める。
 - 1) ろう者が働きやすい職場環境づくりと、「聴覚障害」の特性を踏まえた合理的配慮の提供を求めるとともに、ろう者の職業開拓・技能習慣の機会づくりを求める。
 - 2) 職業安定所へ手話協力員の常勤設置及び身分保障を求めるとともに、手話協力員委嘱要領の改善を求める。
 - 3) 障害者介助など助成金制度の手話通訳派遣の給付期間、給付額上限設定の撤廃などを求め、企業が利用しやすい制度への改善を求める。
5. 聴覚障害の充実と発展のために
 - 1) 聴覚障害児の学力的、集団的発達を保障し、ろう者としていきる力を育てるろ

う教育を求める。

- 2) 学校現場における聴覚障害への理解を深めるとともに教職員への手話研修の義務付けを求める。
- 3) 聴覚障害者教員の積極的な採用及びろう学校教員の専門性を尊重した人事異動を求める。
- 4) ろう学校の単独障害学校としての存続、ろう学校の名称存続を求める。
- 5) ろう学校での職業教育の内容・設備につき、人的・物的両面での充実を求める
- 6) 聴覚障害者の高等教育、生涯教育の場においても手話通訳等の情報保障を図り、教育を受ける権利が保障されるよう求める。

6. 福祉制度の充実のために

- 1) 日常生活用具の範囲拡充と給付制限の撤廃を求める。
- 2) 障害基礎年金の所得による支給制限の撤廃を求める。
- 3) テレビ放送には、手話と字幕の義務付け、映画や DVD などの映像作品全てに字幕を求める。
- 4) 全ての政見放送に手話通訳及び字幕付与の義務付けを求める。
- 5) ろう者が安心して使える「緊急放送・通信システム」の確立と、公的施設・避難所に『アイ・ドラゴン』の設置を求める。
- 6) 福祉サービスを利用する際の応益負担撤廃を求める。
- 7) 日本語と同等の言語として、手話の獲得、習得使用、保存を求めていこう。

7. ろう重複障害者が働き、生活できる社会の実現のために

- 1) ろう重複障害児への教育を一層充実させるとともに卒業後の労働、生活、発達権の保障を求める。
- 2) ろう重複障害者の生活と職業実態を明らかにするよう求める。
- 3) ろう重複障害者の発達保障のため、生活・労働施設の拡充と必要な人件費の制度的保障を求める。
- 4) ろう重複障害者のための共同作業所やろう者が対象のディサービス活動に支援を求める。

8. 手話通訳制度の法的確立のために

- 1) 手話通訳士資格を国家資格にし、専門性を高めていこう。
- 2) 手話通訳士を公的機関の正規職員として一定数採用する事を求めていこう。

- 3) 手話通訳コーディネート業務を制度的に確立し、健康を守る体制の確立につなげていこう。
- 4) 手話通訳者を『選挙運動に従事する者』に含めず、中立・公正を基本とし、公務員の通訳者も政見放送が担えるようにしていこう。

9. ろう者相談員の全道設置のために

- 1) 相談員を設置し、人件費の保障を求める。
- 2) 国に対してろうあ者相談員制度の創立を求める。
- 3) ろうあ者相談員を正職員として採用することを求める。
- 4) ろうあ者相談員の専門性確立と資質向上のため、国による継続的な研修制度を求める。

10. 文化・スポーツ活動を推進するために

- 1) ろうあ者による美術・演劇・文芸などの文化活動を広げ、進めることができる条件整備を求める。
- 2) 生涯スポーツ及び競技スポーツ活動を広げることを求める。
- 3) 誰もが健康で豊かにスポーツを楽しめることができる条件整備を求める。
- 4) デフリンピックをパラリンピックと同等に位置づけること、理解を広めることを求める。

11. ろう高齢者のために

- 1) ろう高齢者には、利用する制度、手続きの全ての段階で、充分なコミュニケーション保障を求める。
- 2) ろう高齢者専門施設の増設と職員の人件費増額を求める。

12. 北海道ろうあ連盟の組織強化のために

- 1) 連盟・加盟協会が一体となつたろうあ運動を進めることにより、会員一人ひとりの声を活かす取り組みを行い、連盟会員の拡大を図る。
- 2) 道に対して具体的な施策の提言、要望を行う組織をめざして、運動を展開していく。
- 3) 「日本聴力障害新聞」「季刊みみ」の読者拡大、出版物の普及、全国手話研修センター後援会への加入促進他、新たな事業展開により、連盟と加盟協会の財政基盤確立と運動の強化を図る。

【長期活動方針】

- 「手話言語法」、「情報・コミュニケーション法」の制定を実現させよう。
- 社会保障制度の充実をめざし、安心して利用できる社会資源の保障を求める。
- 手話を法的に言語と位置づけた手話通訳制度をつくろう。
- ろう児が手話による教育を受ける権利の保障を求める。
- ろう者の雇用と職場における情報及び支援環境の保障を求める。
- テレビ番組など、各種映像作品への手話と字幕の付与の拡充により格差のない情報保障を図り、豊かな文化生活を営むことを求める。

【事業体制について】

私たちの言語である「手話」から始まり「手話」で終わる事業の展開と共に北海道聴覚障がい者情報センター事業の拡充を図り、公益社団法人として安定した運営を目指していく。

北海道ろうあ連盟が事業を守り発展していくための組織運営を図る。

- 全道の行政機関や学校・職場等で手話普及を図る。
- 正社員を増やし働きやすい環境作りを図る。
- 専門集団として意思疎通支援事業の展開を図る。
- ろう職員の増員を図る。
- 教育・研修体制の充実を図る。

【公益目的事業】

意思疎通支援に関する事業

■手話通訳者の設置・派遣

聴覚障害者のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者を設置・派遣する。

① 手話通訳者設置事業（北海道補助事業）

北海道の補助を受けて、各振興局に1人ずつ合計14人の手話通訳者を配置し、依頼に応じ手話通訳者をコーディネート・派遣する。

② コミュニケーション支援事業（市町村委託事業）

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業（意思疎通支援事業）を実施する市町村から委託を受け依頼に応じ手話通訳者・手話奉仕員をコーディネートし設置・派遣を行う。なお、2012年度から北海道は広域派遣をスタートさせたが、これは道内どの市町村窓口においても手話通訳が受けられることを目的とし、現在は全道各市町村（札幌市を除く）が委託契約を北海道ろうあ連盟と締結している。

③ 手話通訳者派遣事業（一部北海道委託事業）

上記①・②のほか、北海道からの委託を受けて、依頼に応じ手話通訳者を派遣するとともに、必要があると認められるときも手話通訳者を派遣する。

④ 遠隔手話サービス事業

手話通訳者の置かれていない地域にタブレット等を使って遠隔手話通訳を行う。

2020年度実施市町村：美幌町（予定）

● 連盟各部・委員会等の活動に対する支援

◎北海道聴覚障がい者情報センター運営委員会

第1回 2020年 4月25日（土） 道立道民活動センター（かでる2・7）

第2回 2020年11月 7日（土） 道立道民活動センター（かでる2・7）

第3回 2021年 2月13日（土） 道立道民活動センター（かでる2・7）

◎北海道聴覚障がい者情報センター運営懇話会

第1回 2020年 7月20日（月） 道立道民活動センター（かでる2・7）

◎北海道手話通訳者健康問題対策委員会

2021年1月16日（土） 道立道民活動センター（かでる2・7）

■要約筆記者の派遣

聴覚障害者のコミュニケーションを支援するため、要約筆記者を派遣する。

① 要約筆記者派遣事業（北海道委託事業）

北海道の委託を受けて、北海道聴覚障がい者情報センターが依頼応じ要約筆記者を派遣するとともに、必要があると認められたときも要約筆記者を派遣する。

■手話通訳者・手話通訳士の養成

① 手話通訳者養成講座の開催（北海道委託事業）

北海道の委託を受けて、手話奉仕員養成カリキュラム等を修了した者を対象として手話通訳者養成講座を開催する。

目的：手話通訳者に必要な理念、知識、技術の育成を図り手話通訳者を養成し、聴覚障害者の福祉増進に寄与することを目的として開講する。

内容及び日程：

◆厚生労働省から提示された「手話通訳者の養成カリキュラム（通訳Ⅰ
通訳Ⅱ通訳Ⅲ）」に基づいて実施します。

◆2020年4月～11月（原則月1回、土・日に行う）「養成講座日程表の通り
実施する。（10月は月2回）

◆今年度は札幌会場（かでる2.7）と旭川会場（旭川市中央公民館）です。

【養成講座 開催予定日】

月	日付	会場	開講式
4月	11日（土）・12日（日）	札幌・旭川	
5月	9日（土）・10日（日）	札幌・旭川	
6月	20日（土）・21日（日）	札幌・旭川	
7月	11日（土）・12日（日）	札幌・旭川	
8月	8日（土）・9日（日）	札幌・旭川	
9月	19日（土）・20日（日）	札幌・旭川	
10月	3日（土）・4日（日）	札幌・旭川	
	17日（土）・18日（日）		
11月	14日（土）・15日（日）	札幌・旭川	閉講式
12月	5日（土）	札幌・旭川・釧路・函館	統一試験

② 現任（登録）手話通訳者研修会の開催

手話通訳者として北海道ろうあ連盟に登録されている者を対象として、その知識・技術の維持・向上を図る研修会を開催する。（年3回：全道各地で開催）

③ 手話通訳士育成研修会の開催

手話通訳者として登録されている者を対象として、手話に関する厚生労働大臣認定資格である「手話通訳士」の取得を支援するため、研修会を開催する。

手話通訳士育成講座

日 時：2020年8月29日（土）13：30～30日（日）16：00

会 場：道立道民活動センター（かでる2.7）

（札幌市中央区北2条西7丁目 10階 1050会議室）

主 催：（公社）北海道ろうあ連盟北海道手話通訳派遣センター養成・研修部

定 員：20名

対象者：本年度の手話通訳士試験に挑戦する者、または挑戦を考えている者

内 容：講義＝手話通訳制度の歴史（運動・取組経過から通訳士制度の実現まで）

：手話通訳士試験の内容

技術＝手話の文法的特徴、口頭読み取り、聞き取り表現、模擬試験

④ 手話通訳者養成講師育成研修会の開催

手話通訳者として登録されている者及び聴覚障害者を対象として、手話通訳者の養成に当たる講師となる人材を確保するため、研修会を開催する。

目 的：手話通訳者養成を担う講師育成を目的とする。

主 催：公益社団法人 北海道ろうあ連盟

後 援：社会福祉法人北海道共同募金会

日 程：2020年9月5日（土）9時30分～6日（日）15時30分

会 場：道立道民活動センター（かでる2.7）

（札幌市中央区北2西7 8階 820研修室）

内 容：厚生労働省から提示された「手話奉仕員養成課程（基礎）及び手話通訳養成課程（基本）」に基づいて実施する。

講 師：岩本重雄（いわもとしげお）氏（京都市聴覚言語障害センター
地域第一福祉部 養成・情報支援課課長）

受講対象者及び定員：50名

●手話奉仕員養成課程（入門・基礎）講師を目指す者。

●手話奉仕員養成課程（入門・基礎）の講師経験者。

■要約筆記者の養成

① 要約筆記者養成講座の開催（北海道委託事業）

北海道の委託を受けて、全国統一要約筆記者認定試験を受講する者を対象として要約筆記者養成講座を開催する。

目的：要約筆記の技術を習得し、聴覚障害者の社会参加を支援する要約筆記者を養成します。
聴覚障害者等のために、特に専門性の高いコミュニケーション支援を行う「要約筆記者」の養成講座を実施します。

内容及び日程：

- ◆厚生労働省から提示された「要約筆記者の養成カリキュラム」に基づいて実施します。
- ◆2020年8月～12月（月2回、土・日に行う）「養成講座日程表の通り実施する。（10・11月は月2回）
- ◆会場は札幌会場（かでる2.7）です。

【養成講座 開催予定日】

月	日	会 場	内 容
7月	18日（土）	札幌（かでる2.7）	事前打合せ
8月	29日（土）・30日（日）	札幌（かでる2.7）	開講式
9月	26日（土）・27日（日）	札幌（かでる2.7）	
10月	10日（土）・11日（日）	札幌（かでる2.7）	
	24日（土）・25日（日）	札幌（かでる2.7）	
11月	7日（土）・8日（日）	札幌（かでる2.7）	
	21日（土）・22日（日）	札幌（かでる2.7）	
12月	5日（土）・6日（日）	札幌（かでる2.7）	閉講式
2月	21日（日）	札幌（かでる2.7）	認定試験

■手話の普及

聴覚障害者のコミュニケーション手段である手話の普及を図る。

① 遠隔手話講座（手話奉仕員基礎講座）

洞爺湖町 全16回

② 研究集会の開催

北海道手話通訳者問題研究会集会の開催（北海道手話通訳問題研究会と共に開催）

日 時：2020年7月4日（土）～5日（日）

会 場：小樽市

③ 手話講師の派遣

手話や聴覚障害の普及・啓発を図るために講師を派遣する。

聴覚障害者福祉の増進に関する事業

■聴覚障害者に対する支援

聴覚障害者の日常生活等を支援する事業を行い、聴覚障害者の福祉を増進する。

① 字幕ビデオライブラリー事業（北海道委託事業）

北海道の委託を受けて、知事記者会見の手話動画制作、（社福）聴力障害者情報文化センターと連携し、字幕・手話付き映像作品の貸し出し業務を行い、併せて手話や字幕を付した映像（動画）を作成し、一般公開する。

・対象：聴覚障害者、聴覚障害者福祉関係機関・団体、手話学習者等

② 全道ろうあ者相談員・全道専任手話通訳者研修会の開催

ろうあ者相談員・専任手話通訳者の資質の向上を図るため、福祉に関する諸問題を討論する研修会を開催する。

目的：ろうあ者福祉に関する諸問題を専門的に研修し、その早期解決と相談員並びに通訳者の資質向上を図ることを目的とする。

日 時：2020年10月14日（水） 9：30～17：00

2020年10月15日（木） 9：30～15：30

会 場：道立道民活動センタービル（かでる2・7）

（札幌市中央区北2条西7丁目 17,18日とも4階大会議室）

参加対象：いずれかに該当する方を参加対象とする

●ろうあ者相談員として業務を行っているもの

●専任手話通訳者として業務を行っているもの

●業務に手話通訳が位置付けられているもの

聴覚障害者福祉に関する普及・啓発

聴覚障害者福祉に関する普及・啓発を図り、聴覚障害者の福祉を増進する。

① 第61回全道ろうあ者大会

目的：全道の聴覚障害者とそれに関わる福祉・教育・労働・医療等の関係者が一堂に会し、聴覚障害者の社会的自立とノーマライゼーション理念の確立を目指して研鑽を深めると共に、情報交換・相互連携を密にすることにより、豊かな社会に貢することを目的とする。

主 催：公益社団法人 北海道ろうあ連盟

主 管：室蘭聴力障害者協会

開催日：2020年9月11日（金）～9月13日（日）

会 場：室蘭市文化センター他（室蘭市幸町6-23）

参加人数：700名（予定）

日 に ち	時 間	内 容			会 場	
9月 11日 (金)	13:00~17:00	北海道ろうあ連盟理事会			室蘭市文化センター リハーサル室A	
	18:00~21:00	運営委員・実行委員・通訳者合同会議			室蘭市文化センター リハーサル室A	
	9:00~16:00	リハーサル			室蘭市文化センター 大ホール	
	13:00~15:30	聴 覚 障 害 セ ミ ナ ー	手 話		室蘭市文化センター 大会議室	
9月 12日 (土)	13:00~15:30		福 祉		室蘭市文化センター リハーサル室A	
	13:00~15:30		青年のつどい		室蘭市文化センター 中会議室	
	13:00~15:30	つ ど い	女性のつどい		室蘭市障害者福祉総合 センター 集会室ABC	
	13:00~ 翌日 9:30		高齢者のつどい (社会見学・一泊交流)		登別カルルス温泉	
	18:00~20:00		交流パーティー		室蘭 蓬嶽殿	
9月 13日 (日)	10:00~10:15	オープニングセレモニー			室蘭市文化センター 大ホール	
	10:20~12:00	大会式典				
	13:00~15:00	記念講演・アトラクション				
	15:00~15:20	フィナーレ				
9/12~ 13	写真等展示・書籍等販売				室蘭市文化センター ホワイエ・小会議室	

② ろうあ者労働問題フォーラム

目 的：聴覚障害者の安定した職場環境作りや聴覚障害に起因する労働問題を社会に提言していく、聴覚障害者の労働問題改善を図ることを目的とする。

このフォーラムは北海道ろうあ連盟加盟会員が全道の職業安定所手話協力員とともに研修と情報交換を行い、聴覚障害者の労働問題の取り組みを促進する。

日 時：2020年10月25日（日） 10:00~15:00

会 場：道立道民活動センター（かでる2.7）

（札幌市中央区北2条西7丁目 3階 310会議室）

③ スポーツリーダー育成研修会

目的：北海道のろう者がスポーツを通して、ろう者スポーツに関する知識などを学習し、各協会・各競技団体との親交を深め、北海道のろう者スポーツを発展するために開催するものである。

会合名：公益社団法人北海道ろうあ連盟スポーツリーダー育成研修会

開催日：2021年1月17日（日）10：00～15：00

会場：道立道民活動センター（かでる2.7）

（札幌市中央区北2条西7丁目 7階 730研修室）

④ ろう教育フォーラム

目的：聴覚に障害を持つ子どもたちの教育と未来について、関係する人が一堂に会し、その在り方を共に考え、共通した願いを確認し、もってろう教育の発展に寄与することを目的とする。

開催日：2020年7月19日（日）10：00～16：00

会場：道立道民活動センター（かでる2.7）

（札幌市中央区北2条西7丁目 4階 大会議室）

【収益事業】

出版等事業

＜事業の概要＞

物品の販売等を行い、その収益を公益目的事業その他の事業及び法人の管理運営に要する費用に充てる。

- ① 出版事業（書籍等の制作・販売、（一財）全日本ろうあ連盟が扱う書籍の販売）
- ② 手話カレンダー等事業（手話カレンダー・手話クリアファイル等の物品の販売）
- ③ 自動販売機手数料事業（道の施設への自動販売機3台の設置の仲介）

【その他のこと】

連盟活動推進事業

■聴覚障害者福祉推進事業

- ① 機関紙「北聴」の発行

機関紙を発行し、聴覚障害者福祉及び連盟活動について情報の提供を行う。

発行 年6回

② リーダー育成研修会（合同研修会）の開催

ろうあ運動の課題解決や組織強化を担うリーダーを育成するため、研修会を開催する。

日 時：2020年9月26日（土）～27日（日）

会 場：苫小牧市（予定）

内 容：テーマ「ろう協会・運動の未来のために」

(A) 北ろう連加盟協会は、会員の減少、高齢化が組織の担い手不足と運動の展開、

維持、活力に影響している。

(B) 協会毎に法人格の有無、事務所の有無、専従者の有無、手話講座以外の公的事業の

受託、実施、協会独自事業の実施などができる協会と難しい協会へ2極化している。

(C) 「北ろう連80周年へ向けての課題」について討論し、北ろう連の抱える課題打開

（協会の将来を考える）について話し合う。

③ 聴覚障害者生活訓練事業

聴覚障害者の社会生活に関する各種教室等を開催する加盟団体を支援する。

④ 手話通訳者全国統一試験（委託一部・協力）

北海道手話通訳者養成講座修了者を対象に手話通訳者全国統一試験を実施する。

日 時：2020年2月21日（土）

開催地：札幌市・旭川市・釧路市・函館市

⑤ 全国統一要約筆記者認定試験（委託一部・協力）

要約筆記者養成過程修了者を対象に全国統一要約筆記者認定試験を実施する。

日 時：2021年12月5日（日）

開催地：札幌市

⑥ 連盟各部・委員会等の活動に対する支援

◎教育・文化対策部

●第21回ろう教育フォーラム in 北海道

日 時：2020年7月19日（日）

会 場：道立道民活動センター（かでる2.7）

（札幌市中央区北2条西7丁目 4階 大会議室）

●全国ろうあ者大会写真コンテスト入賞会員の作品展示（全道ろうあ者大会）

日 時：2020年9月12日（土）～13日（日） 室蘭市

◎青年部

- 名 称：第33回全道ろうあ青年研究討論会
日 時：2020年 月 日（） 函館市

◎女性部

- 名 称：第37回全道ろうあ女性交流会及び第30回研修会
日 時：2020年7月25日（土）～26日（日） 新得町

⑦全国会議・研修会への派遣

◎機関紙部

- 全日本ろうあ連盟機関紙学校 2020年11月（予定）

◎組織部

- 全国ブロック代表者会議 1, 2020年6月12日（金） 愛知県
2, 2020年 月 日（未定） 東京都（予定）

◎情報・コミュニケーション部

- 第51回全国手話通訳問題研究集会 in 石川
2020年8月21日（金）～23日（日） 石川県
- 全国情報・コミュニケーション担当者会議
2020年6月12日（金） 18:00～20:00 愛知県

◎教育・文化対策部

- （全日ろう連）ろう教育担当者会議
日 時：2020年8月2日（日） 大阪府

◎福祉・労働対策部

- 第34回全国ろうあ者相談員研修会・第25回全国職業安定所手話協力員等研修会兼
ろうあ者労働問題フォーラム
日 時：2020年11月6日（金）～7日（土） 山梨県

◎青年部

- 名 称：第39回全国ろうあ青年部活動者会議
日 時：2020年7月11日（土）～12日（日） 県
- 名 称：第54回全国ろうあ青年研究討論会
日 時：2020年11月21日（土）～23日（月・祝） 埼玉県

◎女性部

- 名 称：第50回全国ろうあ女性集会
日 時：2020年10月23日（金）～25日（日） 京都府
- 名 称：第47回女性研修会
日 時：2021年1月24日（日） 広島県（中国ブロック）

◎高齢部

- 名 称：第32回全国ろうあ高齢者大会
日 時：2020年9月25日（金）～27日（日） 青森県
- 名 称：第14回全国ろうあ高齢部代表者研修会
日 時：2021年2月 未 定

文化スポーツ推進事業

聴覚障害者の文化やスポーツを支援し聴覚障害者の健康で文化的な生活を増進する為の事業。

① 文化・スポーツ表彰・助成事業

聴覚障害者の文化・スポーツ活動を振興するため、表彰・助成を行う。

文化・スポーツ委員会の開催

② 全道ろうあ者夏季体育大会に対する助成

聴覚障害者のスポーツ行事として、加盟団体が輪番で開催する「全道ろうあ者夏季体育大会」等について、開催経費の助成その他の支援を行う。

目的：全道のろうあ者がスポーツを通じて心身を鍛え、積極的な社会参加を推進し、
その福祉の向上に寄与することを目的とする。

名 称：第53回全道ろうあ者夏季体育大会

- 1) 「第48回ボウリング競技」（札幌市）
- 2) 「第33回バドミントン競技」（石狩市）
- 3) 「第21回パークゴルフ競技」（石狩市）
- 4) 「第20回ソフトバレーボール競技」（千歳市）
- 5) 「第8回フロアカーリング競技」（江別市）

主 催：公益社団法人 北海道ろうあ連盟

主 管：公益社団法人札幌聴覚障害者協会・江別聴力障害者協会

特定非営利活動法人石狩聴力障害者協会・千歳聴力障害者協会

開催日：2020年(令和2年)6月26日（金）～28日（日）

日程及び会場：

月 日	時 間	競技種目及び内容		会 場
6/26(金)	19:00～20:00	合同会議		道立道民活動センター かでる 2.7 710 会議室
	受付 11:00～ 11:20～11:50	主将会議	ボウリング	札幌厚別パークボウル場
			バドミントン	石狩市総合保健福祉センター りんくる
			フロアカーリング	江別市野幌総合運動公園 体育館
6/27(土)	13:00～13:10	各競技開始式		各競技会場
	13:15～17:00	ボウリング競技（団体戦）		札幌厚別パークボウル場
		バドミントン競技（第1日目）		石狩南高等学校体育館
		フロアカーリング競技		江別市野幌総合運動公園 体育館サブアリーナ
	18:00～18:30	主将会議（パークゴルフ）		石狩市総合保健福祉センター りんくる
		主将会議（ソフトバレーボール）		千歳市総合福祉センター
6/28(日)	9:00～17:00	ボウリング競技（個人戦）		札幌厚別パークボウル場
		バドミントン競技（第2日目）		石狩南高等学校体育館
		パークゴルフ競技開会式・競技		石狩市緑苑台パークゴルフ場
		ソフトバレーボール開会式・競技		千歳市スポーツセンター
		終了後表彰式		各競技会場

③ 荒木身体障害者スポーツ基金助成事業

荒木身体障害者スポーツ基金から助成を受けて、聴覚障害者のスポーツ行事を開催する。

名 称：「カーリング体験交流会」（案）

日 時：2020年11月21日（土）～22（日）

会 場：どうぎんカーリングスタジアム

【法人関係事業】

総会・理事会・委員会・会議・道政懇談会の開催

1 社員総会開催

「第8回定期社員総会」

日 時：2020年5月31日（日）

会 場：道立道民活動センター（かでる2・7） 4階大会議室

2 理事会開催

第1回 2020年 4月26日（日） 道立道民活動センター（かでる2・7）

第2回 2020年 5月30日（土） 道立道民活動センター（かでる2・7）

第3回 2020年 9月11日（金） 室蘭市文化センター（スワン）

第4回 2020年11月7日（土）・8日（日）
道立道民活動センター（かでる2・7）

第5回 2021年2月13日（土）・14日（日）

道立道民活動センター（かでる2・7）

3 四役会議開催

第1回 2020年 4月25日（土） 道立道民活動センター（かでる2・7）

第2回 2020年 5月30日（土） 道立道民活動センター（かでる2・7）

第3回 2020年 9月11日（金） 室蘭市文化センター（スワン）

第4回 2020年11月 6日（金） 道立道民活動センター（かでる2・7）

第5回 2021年 2月12日（金） 道立道民活動センター（かでる2・7）

4 道政懇談会

2020年11月9日（月） 道立道民活動センター（かでる2・7）

5 北海道労働局懇談会 2020年11月 厚生労働省北海道労働局

6 4団体懇談会（運動部門）

第1回 2020年 4月25日（土） 道立道民活動センター（かでる2・7）

第2回 2020年11月 7日（土） 道立道民活動センター（かでる2・7）

第3回 2021年 2月13日（土） 道立道民活動センター（かでる2・7）

7 手話言語法（仮称）・情報・コミュニケーション法（仮称）制定推進事業

2020年4月の手話言語条例施行自治体は、恵庭市（2019年10月10日施行）、根室市、美唄市、北見市です。道内の手話言語条例制定自治体は28ヶ所になります。今後とも手話言語条例の制定を働きかけると共に、全国の仲間とともに日本手話言語法制定に向けて全国集会などに積極的に参加しながら、「手話言語法」と「情報・コミュニケーション法」の早期制定をめざします。

【北海道手話言語条例制定自治体】

	自治体	条例名	成立日	施行日
1	北海道	北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例	2018年3月20日	2018年4月1日
2	石狩市	石狩市手話に関する基本条例	2013年12月16日	2014年4月1日
3	新得町	新得町手話に関する基本条例	2014年3月5日	2014年4月1日
4	鹿追町	鹿追町手話に関する基本条例	2014年9月19日	2014年10月1日
5	名寄市	名寄市みんなを結ぶ手話条例	2015年3月20日	2015年3月23日
6	登別市	登別市ぬくもりある手話条例	2015年12月18日	2016年4月1日
7	室蘭市	室蘭市みんなの心をつなぐ手話言語条例	2016年3月25日	2016年4月1日
8	帯広市	帯広市手話言語条例	2016年3月28日	2016年4月1日
9	旭川市	旭川市手話言語に関する基本条例	2016年6月17日	2016年7月1日
10	洞爺湖町	洞爺湖町手話言語条例	2016年12月13日	2017年4月1日
11	伊達市	伊達市やさしい心がかよいあう手話言語条例	2016年12月15日	2017年4月1日
12	苫小牧市	苫小牧市手話言語条例	2017年3月17日	2017年4月1日
13	釧路市	釧路市手話言語条例	2017年3月17日	2017年4月1日
14	赤平市	赤平市思いやりあふれる手話言語条例	2017年3月22日	2017年4月1日
15	札幌市	札幌市手話言語条例	2018年3月6日	2018年3月6日
16	千歳市	千歳市手話言語条例	2018年3月8日	2018年3月8日
17	小樽市	小樽市手話言語条例	2018年3月20日	2018年4月1日
18	三笠市	三笠市笑顔で心をつなぐ手話言語条例	2018年3月26日	2018年4月1日
19	岩見沢市	岩見沢市手話言語条例	2018年3月27日	2018年4月1日
20	釧路町	釧路町手話言語条例	2018年12月7日	2019年4月1日
21	江別市	江別市手話言語条例	2018年12月13日	2019年4月1日
22	豊浦町	豊浦町手と手でつなぐ手話言語条例	2019年3月5日	2019年4月1日
23	北斗市	北斗市手話言語条例	2019年3月11日	2019年4月1日
24	網走市	網走市手話言語条例	2019年3月20日	2019年4月1日
25	恵庭市	恵庭市手話言語条例	2019年10月10日	2019年10月10日
26	根室市	根室市思いをたえる手話言語条例	2019年12月13日	2020年4月1日
27	北見市	北見市手話言語条例	2020年3月12日	2020年4月1日
28	美唄市	美唄市手話言語条例	2020年3月19日	2020年4月1日

2020年3月31日現在

全国の自治体 341 28道府県 12区 249市 51町 1村